○島根県警察保有個人情報の本人提供に関する事務取扱要領の制定について (令和5年5月9日島広報甲第341号本部長例規通達)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき保有個人情報を本人に提供する場合において必要な事項を定めるため、別添のとおり「島根県警察保有個人情報の本人提供に関する事務取扱要領」を制定したので、誤りのないようにされたい。

島根県警察保有個人情報の本人提供に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第69条第2項第1号に規定する保有個人情報を本人に提供する場合(以下「本人提供」という。)において必要な事項を定めるものとする。

2 本人提供の対象となる個人情報

本人提供の対象となる個人情報は、次に掲げる基準により、事務の性質及び内容、必要とする措置等を勘案の上、本人へ提供ができる情報とする。ただし、本人へ提供する場合であっても、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供することができない。

- (1) 本人の求めに応じて提供するものであって、本人に対する提供の需要があるもの
- (2) 提供について特に即時性が要求されるもの
- (3) 情報の記録形態が定型的で、提供の可否に関する判断をあらかじめ一律的に行うことができるもの
- (4) 実務上直ちに提供を実施することができるもの
- 3 試験結果に係る個人情報の内容

本人提供の対象となる保有個人情報が試験結果に係るものである場合は、提供する内容は次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 得点により合否が判定される場合は、得点(科目別得点を含む。(3)及び(4)において同じ。)
- (2) 順位により合否が判定される場合は、順位 (ランクを含む。(3)及び(4)において 同じ。)
- (3) 得点及び順位により合否が判定される場合は、得点及び順位
- (4) 得点及び順位以外の要素により合否が判定される場合は、試験の性質等個別の 事情を勘案し、個人情報を保有する所属の長(以下「担当所属長」という。)が 適当と認めるもの
- 4 保有個人情報の本人提供の開始日及び期間
 - (1) 試験結果に係る保有個人情報の本人提供を開始する日は、原則として合否の発表の日とする。ただし、担当所属長は、特別の理由がある場合は、本人提供を開始する日を変更することができるものとする。
 - (2) 試験結果に係る保有個人情報の本人提供を実施する期間は、原則として本人提供を開始する日から1か月間とする。ただし、担当所属長は、特別の理由がある場合は、本人提供を実施する期間を変更することができるものとする。
 - (3) 試験結果に係る保有個人情報以外の保有個人情報の本人提供の開始日及び期間は、適宜、担当所属長が定めるものとする。
- 5 本人提供を実施する場所

本人提供に係る申出の受付及び本人提供を実施する場所は、原則として担当所属長が指定するものとする。

6 本人提供に係る確認事項

- (1) 本人提供は、本人に限って認めるものとする。
- (2) 本人であることの確認は、受験票、運転免許証、旅券等本人の顔写真が貼付された書類その他本人であることを確認できる書類の提示により行うものとする。この場合において、本人の顔写真が貼付されていない書類については、複数の書類の提示を求めて確認するものとする。

7 本人提供の実施方法

- (1) 本人提供の申出があったときは、申出者本人の保有個人情報であることの確認を行った後、直ちに提供するものとする。
- (2) 本人提供の実施方法は、原則として閲覧の方法によることとし、写しの交付は行わないものとする。ただし、口頭による伝達によることもできるものとする。
- (3) 閲覧の方法により提供する場合は、本人以外の情報が記載されている部分を紙で覆うなど、本人以外の情報が提供されることのないようにするものとする。
- (4) 担当所属長は、本人提供を行った場合は、本人提供の申出処理簿(別記様式) に記入するものとする。

8 受験者への周知

担当所属長は、本人提供できる保有個人情報として定めるものが試験結果であるときは、次に掲げる事項を受験案内等に記載し、当該試験の受験者に対してあらかじめ周知するものとする。

- (1) 本人提供の内容
- (2) 本人提供の実施期間及び受付時間
- (3) 本人提供を実施する場所
- (4) 本人であることを確認するために必要な書類
- (5) その他必要と認める事項

9 その他

この要領に定めるもののほか、本人提供の実施に関し必要な事項については、担当所属長と警務部広報県民課長が協議して定めるものとする。

様式 〔略〕